

佐市出納第36号

平成29年2月 8日

佐賀市議会

議長 福井 章司 様

佐賀市長 秀島 敏行



「平成27年度決算議案に対する附帯決議」に係る
対処方針等の報告について（送付）

平成28年9月30日付け佐市議第163号で送付を受けました「平成27年度決算議案に対する附帯決議」に係る対処方針等につきまして、別紙のとおり報告書を提出いたします。

「平成２７年度決算議案に対する附帯決議」

に対する対処方針等報告書目次

委員会名	事業名	担当課	ページ
総務委員会	1 消防団運営経費	消防防災課	1
文教福祉委員会	1 民生委員・児童委員経費	福祉総務課	3
	2 児童クラブ運営・整備の充実	こども家庭課	5
経済産業委員会	1 諸富家具団体等支援事業	工業振興課	7
建設環境委員会	1 再生可能エネルギー利用促進事業（洞鳴の滝小水力発電活用事業）	環境政策課	9

「第 6 4 号議案 平成 2 7 年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に対する対処方針等報告書

委員会名	総務委員会
事業名	1 消防団運営経費
担当課	消防防災課

議会の意見・提言等	左記の意見・提言等に対する対処方針等
(1) 消防団の必要性に鑑み、新たな団員を確保するためにも、団員の報酬及び費用弁償の増額を検討し、処遇改善を図ること。	(1) 団員報酬及び費用弁償については、本市が充実している部分と他市が充実している部分があり、体系的に精査する必要があるため、継続的に研究していく。
(2) 活動内容を精査することで団員の負担軽減を図り、若い世代が入団しやすい環境をつくるとともに魅力ある消防団にしていくこと。	(2) 各支団特有の行事等もあり、歴史的経緯から直ぐに負担軽減できるものばかりではないが、消防団役員会等の会議等の場で情報交流を密に行い、活動内容の平滑化に向けて協議を開始する。 入団しやすい魅力ある消防団を構築していくため団員の福利厚生の実施を図っていく。
(3) 分団本部の運営に対する財政面を含めた支援を検討すること。	(3) 現在、佐賀市消防協会補助金の中から分団本部へ財政面の支援を行っている。各分団の活動内容を精査し、要望も踏まえた上で研究していく。
(4) 支団ごとに異なる活動内容や訓練内容等の情報を共有するためにも、支団間等の情報交換、意見交換及び交流	(4) 現在、資料等で各支団の活動内容や訓練内容の情報共有を行っているが、今後消防団役員会議等の場でも行うこととする。 支団間の交流を図るための機会の場の設定は、消防団役員等の意見を聞きながら実施していく。

を図るための機会を設けること。

- (5) 今後の消防団の運営方法、活動内容等のあり方については、他自治体の状況を参考にしながら検討すること。

- (5) 他自治体の状況を照会したり、先進地視察を行い、優れた運営方法などがあれば、消防団役員会に諮りながら取り入れていく。

「第 6 4 号議案 平成 2 7 年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に対する対処方針等報告書

委員会名	文教福祉委員会
事業名	1 民生委員・児童委員経費
担当課	福祉総務課

議会の意見・提言等	左記の意見・提言等に対する対処方針等
(1) 委員の年齢要件を現在の 6 5 歳未満から 7 0 歳未満に引き上げるなど、要件緩和を図り、なり手確保に最大限努めること。	(1) 本市の民生委員・児童委員の年齢要件については、厚生労働省への推薦についての最終的な判断を佐賀県が行うことから、佐賀県の民生委員・児童委員改選要領（以下「改選要領」とする。）に準じて定めており、新任の場合は、原則 6 5 歳未満で、地域の実情によっては、7 5 歳未満までは、選任できることとなっている。 しかし、現実には、地域コミュニティの希薄化に加え、仕事や親の介護などの家庭の事情などにより、6 5 歳未満はもとより、7 5 歳未満まで引き上げても、候補者の選任に苦慮する地区も近年増えてきている。 このような状況から、県と年齢緩和についての協議を行った結果、県は改選要領を平成 2 8 年 1 0 月 2 6 日付けで改正し、新任の場合の年齢要件を、原則 7 5 歳未満に引き上げるとともに、地域の実情によっては、7 5 歳以上でも選任できることとした。 これに伴い、本市の年齢要件についても、県の年齢要件に合せた改正を行い、なり手確保を図る。
(2) 複数区を受け持つ民生委員・児童委員が多く、担当する世帯数が多い状況を改善するとともに、その職務や活動内容を明確にするなどして、委員の負担軽減を図ること。	(2) 民生委員の定数については、佐賀県民生委員定数条例及び同条例施行規則において、7 0 から 2 0 0 世帯に民生委員 1 人を置くこととしており、本市の定数は、5 3 8 人と規定されている。（平成 2 8 年 1 2 月 1 日より地域の要望を受け 2 名増員） しかし、現状では、本市の約 5 割の民生委員が 1 人で 2 0 0 世帯以上を担当しており、中には 4 0 0 世帯以上を担当している民生委員もいる。 そこで、担当世帯数の平準化を図るため、校区ごとに担当エリアの見直しや定数増の必要性について、民生委員や自治会と協議していく。

(3) 活動費補助金は、合併後一度も見直しをしていないため、その額が適正かどうかの検討を行うこと。 (4) なり手不足の現状を踏まえ、民生委員・児童委員の役割や活動内容について、市民の理解が深まるように周知徹底を図ること。	また、民生委員の職務や活動内容については、民生委員活動は、基本的にはボランティアであり、市民と行政を結ぶパイプ役であることを念頭に置きながら、研修会や毎月の定例会の内容や在り方を考えていきたい。 (3) 民生委員に関する費用は、民生委員法により県が負担することになっている。 しかし、現実には、県からの交付金のみでは十分な活動は困難であることから、市町が一般財源を上乗せして費用負担しているケースがほとんどであり、本市においても、これまで、県からの交付金とほぼ同額を上乗せして活動費補助金を交付してきた。 しかしながら、近年の多様化し複雑化する福祉ニーズにより、地域福祉の要となる民生委員の活動件数は、年々増加傾向にある。 そこで、活動費補助金については、本来費用負担すべき県に対して、交付金の増額を要望するとともに、近年の活動件数の推移や近隣自治体の状況を参考に、適正な金額を検討したい。 (4) 民生委員・児童委員の役割や活動内容については、例年、市報や市のホームページ、テレビなどで広報している。 平成29年は民生委員・児童委員制度創設100周年を迎えることから、国や県において、民生委員・児童委員を広く社会に周知するため、様々な取組みが実施される予定である。 本市としても、これらの取組みに積極的に参加、協力していくとともに、市独自の周知活動についても、本市の民生委員児童委員協議会と連携しながら実施していきたい。
---	---

「第 6 4 号議案 平成 2 7 年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に対する対処方針等報告書

委員会名	文教福祉委員会
事業名	2 児童クラブ運営・整備の充実
担当課	こども家庭課

議会の意見・提言等	左記の意見・提言等に対する対処方針等
(1) 待機児童の解消に向けて、嘱託職員の指導員の確保を図るため、随時募集を行うなど希望者が応募しやすい募集方法を検討すること。さらに、従来からの日日雇用職員や有償ボランティアの指導員については、嘱託化を促し、各校区の放課後児童クラブにおいて、少なくとも 1 人は嘱託職員の指導員を配置するよう努めること。 (2) 日日雇用職員や有償ボランティアの指導員の配置時間の平準化を図り、開設しているどの時間帯においても、安定的に児童の受け入れができるよう、指導	(1) 嘱託職員の確保のため、市報での募集に加えて、平成 2 8 年度からハローワークによる募集を行っており、引き続き応募しやすい環境を整える。 また、各児童クラブに嘱託職員を配置するよう努めるが、配置できなかった場合でも、早急に募集を行う手立てを講ずるとともに、嘱託職員の有無によってクラブ間の差が生じないように指導員の質の向上に努める。 (2) 日日雇用職員や有償ボランティアの指導員の勤務時間については、各クラブにおいて各自の事情等を勘案して勤務シフトを決定しているが、指導員の不足により児童クラブ受入を断ることがないように、引き続き指導員の確保に努める。

員の確保を図ること。

(3) 児童 1 人当たりのクラブ室の面積を確保するための環境整備を急ぐこと。

(3) 平成 3 1 年度までにすべての校区において基準に基づいた受入ができるよう、計画的に施設整備を行う。

「第 6 4 号議案 平成 2 7 年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に対する対処方針等報告書

委員会名	経済産業委員会
事業名	1 諸富家具団体等支援事業
担当課	工業振興課

議会の意見・提言等	左記の意見・提言等に対する対処方針等
(1) 家具のまち“諸富町”としてのイメージアップを図るために、諸富家具振興協同組合、企業及び地域が一体となったまちぐるみでの取り組みについて、多様な振興策を積極的に講ずること。 (2) 諸富家具ブランドを守り続け、かつ、さらなるブランド化を推進するため、2011年に憲章を制定するなど、積極的な取り組みを行っている諸富家具振興協同組合とのより一層の連携強化を図ること。 (3) グッドデザイン賞を受賞するなど、諸富家	(1) 現在、家具事業者等が自主的に行っている取り組みを見守りつつ、さらに、家具のまち“諸富町”としてのイメージアップを図るため、今年度で終了した諸富産業祭の後継の事業として地域の他の事業者と連携した取り組みを実施できるよう家具組合等とともに検討する。 (2) ～ (4) これまで同様、諸富家具振興協同組合との連携を強化し、諸富家具の知名度向上、ブランド化の推進、販路拡大のため一層の支援を行う。 また、デザイン表彰された家具や国内外の展示会等で発表された家具を市民に知っていただく機会を設けるなどPRに努めるとともに、デザイン開発やデザイン表彰に取り組む事業者への支援を検討する。

具が優秀な製品をつくり出していることを市民へ積極的にPRすること。また、さらに優秀な製品や技術者が生まれ、ほかの産地との差別化が図られるよう、市として支援を強化すること。

(4) 国内外の販路拡大に向け、市としてさらなる支援を行うこと。

(5) 家具産業の大型集積地である大川市と行政間の情報交換を行うなど、家具の振興について新たな連携を検討すること。

(5) 佐賀県工業技術センター諸富デザインセンターの研究員とともに大川市インテリア課を訪問し、情報交換に努める。

「第 6 4 号議案 平成 2 7 年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に対する対処方針等報告書

委員会名	建設環境委員会
事業名	1 再生可能エネルギー利用促進事業(洞鳴の滝 小水力発電活用事業)
担当課	環境政策課

議会の意見・提言等	左記の意見・提言等に対する対処方針等
(1) 小水力発電施設を地域活性化の拠点施設として位置づけるには、産業振興や地域振興の観点からその活用方法の検討が必要であるため、よりふさわしい部署に所管がえを行うこと。 (2) 地元住民の意向を十分に踏まえた上で、事業目的を明確にするとともに、地域の特性を生かしたさまざまな活用策についての協議・検討を行うなど、事業の整備を急ぐこと。 (3) 施設の管理運営にかかわる地元住民の負担を極力軽減するよ	(1) 小水力発電施設の整備については、これまでの経緯を踏まえ、環境政策課が所管となり建設部等と連携して行う。施設の利活用については、地域振興に資するものとなるよう、地域の意向を踏まえながら、関係する部署と連携して検討を行うとともに、所管については、利活用がより促進されやすい体制や部署について関係部署との調整を図っていく。 (2) 施設は、再生可能エネルギーの普及啓発を目的とするとともに、地域振興に繋がるものとするため、地元の意向を十分に踏まえて、利活用方法を検討していきたい。 また、三瀬村過疎計画に洞鳴の滝の整備がまとまってから相当の年数が経過していることから、早急に施設の整備を行いたい。 (3) 小水力発電施設については、取水門の操作やごみの除去などの日常の維持管理の手間ができるだけかからないことに視点を置いて設計している。

うに努め、地元住民が参画しやすい事業環境を整えること。	なお、施設の開閉、公衆トイレの点検・清掃などの管理業務も地元住民へ委託したいと考えており、地元住民としても受託を望まれているところである。 施設の管理・運営については、地元住民の負担ができるだけ軽減され、地元住民にとって使いやすい施設となるよう協議を行っていきたい。
------------------------------------	---